

観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市内にある空き家の有効活用を図り、市内への移住・定住を促進するため、空き家のリフォーム等に要する費用に対し予算の範囲内で観音寺市空き家リフォーム事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に個人が自己の居住等を目的として建築又は購入したが、現に居住等していない住宅及び併用住宅（マンション、アパート等の集合住宅を除く。）並びにその敷地をいう。
- (2) リフォーム 空き家の機能又は性能を維持又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え等を行うことをいう。
- (3) 市内施工業者 観音寺市内に本店を置く法人又は住所を有する個人で、建築業等を営むものをいう。

(対象物件)

第3条 この要綱において、観音寺市空き家リフォーム事業（以下「事業」という。）の対象となる空き家は、次条第1号に規定する所有者等が補助金の交付を申請しようとするときは次の各号の全てに該当するものとし、次条第1号に規定する購入者等が補助金の交付を申請しようとするときは第1号及び第3号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 観音寺市空き家バンク制度実施要綱（平成22年観音寺市告示第172号）に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の登録物件であること。
- (2) 事業による補助金の交付を受けた日から起算して3年間、空き家バンクに登録可能な物件であること。
- (3) この要綱による補助金により、既にリフォーム等を行っている物件でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 空き家バンクの物件登録者（以下「所有者等」という。）又は空き家バンク登録物件購入者で、この補助金の交付を申請した日において、補助金の交付の対象となる物件の売買契約日から1年を経過していない者（以下「購入者等」という。）
- (2) 所有者等の3親等以内の親族でない者
- (3) 本市の市税を滞納していない者
- (4) この要綱による補助金により、過去に次条第1号に規定するリフォーム工事を行っていない者
- (5) 空き家を購入し、事業による補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出しない予定である者
- (6) 空き家を購入する前の住居が県内にあり、移住することで当該住居が空き家となる場合は、将来的に管理不全な状態に陥らないよう、適切な管理等を担保できる者（第1号に規定する購入者等が事業を行う場合に限る。）

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内施工業者が施行する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表に規定するリフォーム工事
- (2) 空き家を利用するための不要物の撤去

2 前項第1号に規定する補助対象事業は、購入者等のみを補助対象者とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、前条第1項各号に規定するそれぞれの補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助上限額とする。

- (1) 前条第1号に要する経費 50万円
- (2) 前条第2号に要する経費 5万円

2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助対象事業に係る費用が前項各号に掲げる補助

上限額に対応する額を超える場合における補助上限額は、香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱（平成27年4月1日付け27地域第10236号）に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に要する経費 100万円

(2) 前条第2号に要する経費 10万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 空き家の所有権が確認できる書類の写し（所有者等が申請する場合に限る。）

(2) 空き家の売買契約書の写し（購入者等が申請する場合に限る。）

(3) 補助対象者の本市の市税の完納証明書

(4) 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書の写し

(5) 補助対象事業予定箇所の現況写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、観音寺市空き家リフォーム事業補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに観音寺市空き家リフォーム事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない

ない。

- (1) 購入者等に係る空き家転居後の住民票の写し（購入者等が実績報告する場合に限る。）
- (2) 補助対象事業に要した費用の内訳及び支払が確認できる領収書の写し
- (3) 補助対象事業を実施した箇所の写真
- (4) 廃棄物の処理が適切に行われたことを確認できる書類の写し（第5条第2号に規定する不要物の撤去の場合に限る。）
- (5) 補助金の振込先が分かる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市空き家リフォーム事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の取消等)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家の取壊しを行ったとき、又は登録を取りやめたとき。
- (3) 購入者等が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居又は転出した

とき。

(4) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。

(5) 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができ
る。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日告示第127号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、改正後の観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日告示第53号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月18日告示第172号）

この要綱は、平成28年8月18日から施行する。

附 則（平成30年3月19日告示第26号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第77号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第66号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月18日告示第172号）

この要綱は、令和7年4月18日から施行し、改正後の観音寺市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	内容
木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼替え等
外装工事	外壁の改修・張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等
塗装工事	屋根塗替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）

備考 次に掲げる内容の工事等は、補助の対象としない。

- （１） 外構設備（門、車庫、物置、カーポート等）の改修工事
- （２） 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入（壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット等）及び設置工事
- （３） 他の補助事業により整備する工事

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第12条関係）